

教皇レオ9世と聖職者「独身」制¹⁾

尾崎 秀夫

はじめに

一般に11世紀半ばに始まる教会改革、いわゆるグレゴリウス改革の原因は、当時の教会において横行したシモニアと聖職者結婚とされる²⁾。周知の通り、シモニアとは聖職を金銭などによって獲得する行為である。聖職者「独身」制については、通説では次のように理解されている。それは4世紀初頭に教会法で禁じられたが、この禁令は全く守られず、11世紀には聖職者の妻帯・蓄妾が横行していた。改革は教会法を徹底させ、聖職者独身制を確立した、というのである³⁾。

シモニアの問題が神聖ローマ帝国の帝国教会制とのからみで詳細に検討されてきたのに対し、聖職者結婚については、とりわけ日本において十分な考察が行われず、ステロタイプな理解で済まされ、多くの場合、聖職者の結婚が非難された、あるいは禁じられたという記述に終始しているように思われる。聖職者結婚の何が問題とされ、それがどのように非難され、禁じられたのかは十分に検討されていない。すでに筆者が明らかにしたように聖職者が妻帯していることは必ずしも教会法に違反していたわけでない。教会法は聖職者が結婚することを禁じ、聖職者夫婦には貞潔義務を求めた。叙品後に聖職者が妻を娶ることが禁じられたのであり、妻帯者が叙品されて聖職者となり、それからも妻と暮らすことは認められていたのである。聖職者の妻帯は、叙品以前に結婚したのであれば、問題でなかった⁴⁾。ではグレゴリウス改革

はこのような教会法をどのように実行しようとしたのか、あるいはそれを変更したのか。

一般にグレゴリウス改革は1049年に登位した教皇レオ9世から始まると言われる⁵⁾。レオ9世も積極的に聖職者結婚との闘争を遂行したとされる⁶⁾。では、レオ9世の聖職者結婚に対する闘争はどのように行われたのであろうか。それは当初から俗人とは異なる倫理を聖職者に求めるものであったのか。本稿ではレオ9世が、主に各地で開催した教会会議によって聖職者結婚の問題にどのように取り組んだかを検討していきたい。

1. 改革教皇庁の成立

3人の教皇が並び立つという教皇庁の混乱はドイツ王ハインリヒ3世の介入によって終止符を打った。彼は1046年にイタリア遠征を行い、ベネディクトゥス9世とグレゴリウス6世、シルヴェステル3世は教皇位を失った。ハインリヒの宮廷司祭でバンベルク司教スイトゲールが新教皇として指名され、彼はクレメンス2世と名乗り、ハインリヒの皇帝戴冠を行った⁷⁾。これによって改革教皇庁の端緒が開かれたということができよう。

いわゆるグレゴリウス改革を教会の俗権からの解放と捉えるなら、この開始は奇妙なものに思えよう。なぜなら、まさに教会がその軛から逃れようとした皇帝権によって改革教皇庁が開かれたことになるからである。教会改革の焦点のひとつは俗人叙任の否定であったが、改革教皇庁は俗人である皇帝によって指名された教皇によって始まったことになる。

しかし、教会改革は最初から一定のヴィジョンを持って開始されたわけではない。それはいわば紆余曲折を経て進展したのである。最初から皇帝権を頂点とする俗権との闘争が目指されていたのではない。むしろ教皇権と皇帝権の協力関係が望まれていた。当初の第1の問題は教皇庁が、トゥスクルム家やクレスケンティ家などのローマ周辺の貴族に私物化されていることであ

り、皇帝の介入はそれを終わらせるのに必要であった。たしかにハインリヒの介入の意図については議論があるが、彼が3人の教皇を排除し、教皇クレメンス2世を任命したことは少数の例外を除いて広く歓迎、支持されたのである⁸⁾。

クレメンスは登位直後の1047年1月にローマ教会会議を開催、シモニアを禁じる教令を発した⁹⁾。しかし、クレメンスはその年の10月に急逝し、その後継者としてブリクセン司教ポッポが後継者に任命されダマスス2世と名乗ったが、彼も数日後に亡くなり、改革の実を挙げることはできなかった¹⁰⁾。

次にハインリヒによって教皇の位に据えられたのがトゥール司教ブルーノである。彼はエギスハイムとダグスブルクの伯で、ハインリヒの父である皇帝コンラート2世の従兄弟ユークの息子として1002年に生まれた¹¹⁾。若いころからコンラートの宮廷に入って皇帝に仕え、1026年からトゥール司教としてロートリンゲンの教会改革とも深く関わっていた。彼はレオ9世と称し、そのもとで教皇庁による教会改革が本格的に開始することとなる。

彼の前任者クレメンス2世とダマスス2世は皇帝ハインリヒ3世の指名をそのまま受け入れて教皇となったとされる。レオは前の2人の教皇とは異なり、ハインリヒの任命を尊重しつつもそのまま受け入れるのではなく、教会法に則ってローマの聖職者と民衆によって選ばれるということを条件とした。慣例に反して教皇としてではなく、巡礼服を身にまとって1049年2月2日にローマに入り、聖職者と民衆の承認を受けなければこのままローマを去ってドイツに帰ると宣言、人々の喝采を受けて12日に教皇に登位した、とされる¹²⁾。

教皇となったレオは、教皇庁の主要なスタッフを一新する。アルプス以北からモワイヤンムーティエの修道士であったフンベルトゥス、レミルモン修道士であったフーゴー・カンデイドゥス、ロートリンゲン公の息子で後に教皇ステファヌス9世となるフリードリヒ、そして教皇グレゴリウス7世とな

るヒルデブランドらを連れてきて重要な地位に就け、聖職者とりわけ教皇の側近である枢機卿により大きな権力を与えて指導集団を形成した。これによって政策の継続性が確保される。また要職から古いローマ貴族を排除する一方で、新興貴族であるピエルレオーネ、あるいはフランジパーニ家に支持を求めた¹³⁾。こうして教皇庁は教会改革の中心としての体制を整えたのである。

レオはその5年あまりの教皇在位期に、ローマに長期間留まることもなく、イタリア、ドイツ、フランスを股にかけ、行く先々で10を超える教会会議を開催して教会改革を精力的に推進した。レオ9世によって、教皇庁が主導権を握り、本格的に教会改革に乗り出していくのである。

では、レオ9世はどのように聖職者結婚問題と取り組んだのであろうか。それは教会改革の中でどのように位置づけられるのであろうか。以下、レオ9世が開催した教会会議の決議を中心として検討を進めていきたい。

2. 教皇レオ9世の活動

先にも述べたように、レオ9世は西ヨーロッパの各地を回りたびたび教会会議を開くことによって教会改革の先頭に立った。本章では、彼の活動の概要を教会会議を中心に、不明確な点に検討を加えつつ、とりわけ聖職者結婚問題にいかに対処したかを考察する¹⁴⁾。

19世紀に聖職者独身制にかんする大部の著書を著したリーは、レオが即位後間もなく、結婚し公然と妻と暮らしていたサローナ（スパラート）大司教ダブラリスを降格させた、としている¹⁵⁾。しかしこれは12世紀の逸話を混同したリーの誤りとされる¹⁶⁾。

レオは登位の3ヵ月後、復活祭の2週間後、4月にローマ教会会議を開催した。その議事録は残っていないが、シモニアと聖職者結婚を禁じる決議がなされたとされる¹⁷⁾。

この教会会議でシモニア問題が取り上げられたのは確実である。『レオ9世伝』¹⁸⁾もストリのボニゾ¹⁹⁾、コンスタンツのベルノルドゥス²⁰⁾、ライヒェナウのヘルマン²¹⁾もそう伝えており、史料は一致していると言える。

聖職者結婚が禁じられたと伝えるのは、ベルノルドゥス、ボニゾ、ペトルス・ダミアニだけである。ベルノルドゥスはその年代記で1049年のローマ教会会議に言及し、とりわけシモニアを禁じるためとしながら、ローマの聖職者の妾²²⁾は以後ラテラノ宮殿の女奴隷となることを定めたとしている²³⁾。ボニゾもその著作『友へ』で1049年のローマ教会会議に言及し、副助祭以上の上級聖職者に結婚することを禁じた、と述べている²⁴⁾。ペトルス・ダミアニは、1049年のローマ教会会議でと述べているわけではないが、『不貞司祭駁論 *Contra intemperantes clericos*』の中で、「完全な教会会議で聖なる記憶の教皇レオは、ローマの市壁内で司祭の売春婦とみられるいかなる非難されるべき女も今後、ラテラノ宮殿の女奴隷とされる、と定めた」と書いている²⁵⁾。

これ以外にはこの教会会議で聖職者結婚が禁じられたとする史料はない。たとえば、『レオ9世伝』はこの1049年のローマ教会会議について次のように伝えている²⁶⁾。開会后まずレオは4つの主要な公会議、すなわちニケーア、第1コンスタンティノーブル、エフェソス、カルケドンの決議を宣言し、以前の教皇たちの教令が尊重されるべきことを確認する。次にシモニアの異端を断罪し、数名の司教を罷免した。さらに、十分の一税の教会への返還を命じ、近親結婚を非難して、そのような多くの貴族夫婦を別れさせた。『レオ9世伝』には俗人の結婚にかんする決議は認められても、聖職者の結婚にかんする決議は認められないのである。

ボニゾが伝えるように副助祭以上の上級聖職者に結婚することを禁じるというのは教会法の伝統であるが、聖職者の妻を教会の奴隷とするという決議は非常に奇異に感じられる。なぜなら、この後、このような主張は全く現れ

ないからである。聖職者の息子を教会の奴隷とするという決議なら、1022年、皇帝ハインリヒ2世臨席のもと教皇ベネディクトゥス8世によって開催されたパヴィーア教会会議で定めている²⁷⁾。また、さらに遡って655年のトレド教会会議でもそのような決議が行われた²⁸⁾。しかし、聖職者の妻の奴隷化という決議は、管見では、ない。

1049年のローマ教会会議で聖職者の妻を教会の奴隷とするとの決議が行われたと伝えるのは、ベルノルトゥスとペトルス・ダミアニである。この2人はいずれも熱烈な改革派で、聖職者の結婚に激しい憎悪を持っていた。

ベルノルトゥスはグレゴリウス7世を支持した修道士で、とりわけ聖職者の結婚禁止を強硬に主張した。彼は妻帯聖職者を避ける者を破門とするとした古代のガングラ教会会議の決議を批判し²⁹⁾、聖職者結婚の根拠とされてきたニケーア公会議でのパフヌティオスの逸話を初めて否定している³⁰⁾。彼によると、グレゴリウス7世も1079年のローマ教会会議でこの逸話を否定した³¹⁾。

ペトルス・ダミアニはフォンテ・アヴェッラーナ修道院の修道院長であったが、教会改革に深い関心を有し、ハインリヒ3世とも緊密な関係を持っていた。彼は改革教皇庁における穏健派の代表者とされるが、聖職者「独身」制については厳格で急進的な考えを持っていた。彼が教皇庁に迎えられ以前、レオ9世がローマに到着し教皇に登位した直後に『ゴモラの書*Liber Gomorrhianus*』を献呈、聖職者の性生活の腐敗を告発し、その根絶を要請した³²⁾。彼がローマ教会会議における聖職者の妻の奴隷化について述べている『不貞司祭駁論』は、1060年代前半に書かれた³³⁾。なお、前述のように、彼はローマ教会会議で聖職者の妻が教会の奴隷とされたことを伝えているが、それがいつのローマ教会会議なのかは記していない。

以上のように、1049年のローマ教会会議で聖職者の妻の奴隷化が定められたと伝える3人はいずれも聖職者結婚に対する熱烈な反対者である。またい

ずれも聖職者の妻との同居が明確に禁じられ、聖職者貞潔義務が教皇庁の方針とされた1059年のローマ教会会議以後に書かれたものである。そのうちの2人が伝える聖職者の妻の奴隷化という特異な決議は、聖職者の結婚を憎悪する者が、教皇庁による教会改革に聖職者「独身」制が既定路線となった後、レオ9世時代の聖職者結婚禁止政策を誇張して語ったものではないだろうか。

では、ボニゾが伝える上級聖職者の結婚禁止は決議されたのであろうか。確かにボニゾの記述はしばしば不正確で、偏向しておりあまり信用できないとされる³⁴⁾。彼は、1045年頃生まれ1090年頃死去した、グレゴリウス7世に信頼された改革派司教、教会法学者、神学者であった³⁵⁾。その著作『友へ *Liber ad amicum*』は、皇帝派によってストリから追い出され、トスカーナ女伯マチルダのもとにかくまわれていた1085年頃に書かれたと考えられる。彼は皇帝派にストリから追い出されただけでなく、1089年に目をつぶされ、身体に障害を負わされる³⁶⁾。彼は反対派から狙われる折り紙付きの改革派であった。ボニゾも聖職者結婚には強く反対し、とりわけ彼に対する襲撃の後、その感情的、党派的性格を強め、その後に書かれた『キリスト教徒の生活 *Liber de vita christiana*』では、妻帯聖職者を「姦通者 *fornicatores*」、「蓄妾者 *concupinati*」と非難し、妻帯司祭に対するあらゆる寛大を否定している³⁷⁾。しかし、彼は聖職者の妻の奴隷化ではなく上級聖職者の結婚禁止を伝えているだけであり、このような内容はそれまでもしばしば教会会議で決議されてきたものであり、取り立てて新しいことではない³⁸⁾。これがローマ教会会議で決議されたかどうかは明言できないが、決議されたとしても注目を引くほどのものではなかったということであろう。このように1049年のローマ教会会議で聖職者結婚問題を刷新する決議が行われたとは断定できないのである。

その後、レオはパヴィーアに赴いて教会会議を開催した。この教会会議の

内容は史料がなく、分かっていない³⁹⁾。それから、アルプスを越えてドイツに入り、ザクセンで皇帝ハインリヒ3世と会見した後、マインツ、さらに故郷のトゥールを経由して、10月初頭にフランスのランスで教会会議を召集する。リヨンのライナルドゥスは、レオ9世がガリアからシモニアとニコライティズム異端を一掃するためにランスで教会会議を開催した、と伝えている⁴⁰⁾。シモニア対策については具体的措置が伝えられている。助祭枢機卿ペトルスは司教たちにシモニアにかかわっていないことを宣誓するよう要求し、シモニアを犯した多くの聖職者が罷免された。『レオ9世伝』もシモニアにかかわった者が罷免されたと書いている⁴¹⁾。しかし、ニコライティズムに関係する決議は、伝えられている12の決議の中にはない。シモニア禁止の他に司教は聖職者と民衆の選挙によって選ばれること、聖職者の戦争参加禁止、高利貸しの禁止、貧者の保護、近親結婚の禁止などが定められた⁴²⁾。第11条の近親相姦の禁止を聖職者結婚禁止とする解釈は、認められない⁴³⁾。『レオ9世伝』も、シモニア断罪について語るだけで、聖職者「独身」制には全く言及していない⁴⁴⁾。イングランドの歴史家オルデリック・ヴィターリスの記述も挙げられるが、そこにはレオ9世が「ガリアに来て、ランスで大きな教会会議を開催し、聖なる教父たちが定めた古い教令を更新し、両身分の多くの事柄を健全に有効に矯正した」と書かれているだけで、聖職者「独身」制についての決議があったと確認できるわけではない⁴⁵⁾。

レオはすぐにマインツに移り、皇帝の臨席を得て10月後半に教会会議を開催する。『レオ9世伝』はこの教会会議でシュパイエル司教シゲボートに犯罪の疑惑がかけられ、彼は奇跡によって口が麻痺したためにその申し開きができず、疑惑を晴らせなかったと書いている⁴⁶⁾。ところがブレーメンのアダムスはマインツ教会会議でシゲボートの罪を姦通の罪とし、彼はその疑惑を晴らしたと述べている。シゲボートは1054年まで司教の地位にあるので、アダムスの記述を信用すべきであろう。では姦通の罪とは何か。アダムスはこ

の教会会議でシモニア的異端とともに聖職者結婚が断罪されたとし、ハンブルク大司教アダルベルト（在位1043～1072）は、司教区に戻り、前任者のアレブランド（在位1035～1045）、その前のリベンティウス（在位1028～1032）に倣って聖職者の妻を教会と都市から追い出す判決を下した、という。

マインツ教会会議でいかなる決議がなされたかは明らかでないが、アダルベルトがそれを適用してハンブルクで聖職者の妻を、彼らの結婚が叙品前か後かを問わず、追放したのなら、重大な革新ということができるだろう。なぜなら、教会法の伝統では、叙品前に結婚した聖職者は妻を離別してはならないとされ、同居を認められていたからである⁴⁷⁾。11世紀になると、同居を禁じ、離別を求める決議が教会会議でなされることもあった。1022年のパヴィーア教会会議⁴⁸⁾と1031年のブルージュ教会会議⁴⁹⁾である。リベンティウスもパヴィーア教会会議決議を受けて聖職者の妻を都市から追放した⁵⁰⁾。しかしアダムズが伝えているのは、アダルベルトがマインツ教会会議に出席した後、ハンブルクに戻って前任者たちに倣って聖職者の妻を追放したというだけで、この措置がマインツ教会会議とどのように関係しているのかは全く明らかでない。この教会会議においてもレオがどのように聖職者結婚問題を扱ったかは分からないのである。

教会会議を終えたレオは、ロートリンゲンを經由してアルプスを越え、イタリアに戻った。帰還後すぐにランゴバルト人やギリシャ人、イスラム教徒、ノルマン人が争い混乱している南イタリアに向かう。ここでも彼はシポントなどで教会会議を開催し、シモニア禁止を訴え、シモニアを犯した司教を罷免した⁵¹⁾。これらの教会会議について、聖職者結婚問題が扱われたという史料はない。

レオは再びローマにとって返し、1050年の復活祭後の4月29日に教会会議を召集する。この教会会議の中心問題は、聖体にかんするトゥールのベレンガリウス説の検討であった。ベレンガリウス説は異端とされ、彼自身が次に

行われるヴェルチェッリ教会会議に召喚された。しかし、シモニア問題も扱われた。ランドルフスの『ミラノ史』はミラノ司教がおそらくシモニアの罪でこの教会会議に告発され、彼自身が出席して身の潔白を承認されたことを伝えている⁵²⁾。また、ランス教会会議でローマ教会会議に召喚されたドル司教もシモニアで有罪とされ、破門された⁵³⁾。レオ9世はブルターニュの諸侯にこのことを伝え、破門された者と交流しないよう書簡を送っている⁵⁴⁾。以上のように、1050年のローマ教会会議でもシモニア問題は討議された。では、聖職者結婚についてはどうであろうか。これについて触れているのは、ボニゾだけである。彼は『友へ』の中で、聖ペトロの権威で、聖職者も信徒も姦通を犯した司祭や助祭を避けるよう命じられ、ローマ周辺の不貞聖職者は聖職を奪われた、と伝えている⁵⁵⁾。信徒によるボイコットは全く新しい戦術であるだけでなく、324年のガングラ教会会議の決議第4条に反するものであった⁵⁶⁾。それは、1059年に教皇ニコラウス2世が開催したローマ教会会議で採用された戦術であった⁵⁷⁾。確かに、この1059年の決議に「レオの聖職者独身についての定め」が言及されている。しかし、それはレオが聖職者結婚についての何らかの定めを行ったということであって、この戦術を採用したということではない。ボニゾはこのボイコット規定をレオ9世時代に遡らせたのではないだろうか。先にも述べたように、ボニゾの記述は偏向しており、その記述は不正確で必ずしも信用できない。

その後9月にヴェルチェッリで教会会議が開催されるが、そのメイン・テーマはベレンガリウス問題であるが、ほかには教皇への尊敬と服従を拒否したラヴェンナ大司教フンフリートの破門、マルセイユのサン・ヴィクトール修道院の教皇庁直属の承認が行われ、コルビ修道院とアミアン司教の対立については修道院の特権を尊重するようアミアン司教に命じてられている⁵⁸⁾。聖職者の結婚についてもシモニアについても、この教会会議で取り上げられたという史料はない。

その後レオは再びアルプスを越え、ブルゴーニュ、ロートリンゲン、そしてドイツに入り、翌年初頭にトレーヴで皇帝ハインリヒ3世と会見をもった。この期間中に教会会議は開催されなかったが、ルッカの聖堂参事会に宛てた書簡で妻帯司祭の問題が言及されている⁵⁹⁾。

イタリアに戻ったレオは、1051年4月にローマ教会会議を開催する。このときには、シモニア的聖職者によるシモニアなしの叙品が有効と決定され、またサビーナ司教とファルファ修道院長との紛争の調停があった⁶⁰⁾。聖職者の結婚にかんすることでは、叔父の寡婦と婚約したヴェルチェッリ司教グレゴリウスを破門された⁶¹⁾。叔父の寡婦との結婚は聖職者に限らず、当時の教会法でキリスト教徒に禁じられていた⁶²⁾。これは聖職者の倫理に反するというより、キリスト教徒の倫理に反することの処罰である。聖職者の倫理の刷新ではあるが、聖職者「独身」制とは別問題である。

これまで活発に教会会議を開催してきたレオ9世であったが、これ以後皇帝とハンガリー王との仲介と、南イタリアのノルマン人の問題などの政治問題にかかわることになったため、在位期の前半ほど改革教会会議は開かれていない⁶³⁾。

ハンガリーは10世紀末にイシュトヴァーンが武力によって統一を進め、キリスト教国として建国されていた⁶⁴⁾。しかし、一子イムレが死去したため、晩年は王位継承問題で悩むことになる。甥のペーテルが後継者に指名され1038年に王位を継いだ。が、統治は安定せず、イシュトヴァーンの義弟アバ・シャームエルが反乱を起こし、1041年にペーテルを追放してハンガリー王となり、ペーテルは神聖ローマ皇帝ハインリヒ3世のもとに逃れた。皇帝はハンガリーへの勢力拡大の好機ととらえて介入、アバを破って1045年にペーテルを復位させるとともに、彼から臣下の礼を受けた。しかし、ペーテルはハンガリーを掌握することができず、キエフ公の娘と結婚していたアールパード家のアンドラーシュによって1046年に再び王位を奪われることになる。

王となったアンドラーシュは皇帝のハンガリーに対する宗主権を否定、ハインリヒは宗主権を確認するため、ハンガリー侵攻の構えを見せた。アンドラーシュは1050年教皇に調停を要請、教皇はこれに応じて1052年7月にローマを発ってドイツに向かう。レオはハンガリーの皇帝への公租の支払いを条件に和平を提案するが、アンドラーシュは受け入れたものの皇帝は拒否し、調停は不調に終わった。ハインリヒは2度にわたってハンガリー侵攻を試みるが、結局撃退されることとなる。

ドイツからイタリアに戻ったレオは教会会議を開催して教会改革の推進に努める。1053年2月にはマントヴァ教会会議が開催された⁶⁵⁾が、これはシモニストや妻帯聖職者の暴動によって開催不能となった、とされる⁶⁶⁾。この教会会議について伝えるのは、『レオ9世伝』とライヒェナウのヘルマンだけである。『レオ9世伝』は、教皇の正しい判決を恐れる司教たちの従者による暴動によって最初の厳格な措置がとれなくなると伝え⁶⁷⁾、ヘルマンも暴動によって教皇の家人が殺されたと述べているだけである⁶⁸⁾。いずれも、暴動を起こした者がシモニストや妻帯聖職者とは書かれておらず、厳格な措置が何に対するものであったのかは明白でない。このマントヴァ教会会議でも聖職者結婚問題がどのように扱われたかは分からないのである。その後、ローマに戻った教皇は4月にローマ教会会議を召集したが、ここではグレード司教座の特権を確認したことしか知られていない⁶⁹⁾。

一方、レオは南イタリアのノルマン人の問題にも対処せねばならなかった。11世紀前半、南イタリアではランゴバルト、ビザンツ帝国、イスラム教徒の勢力が錯綜する状況にあった。そこに、当初傭兵として南イタリアでの活動を開始したノルマン人は、次第に領地を獲得して自立的活動を始め、着々と勢力を拡大していった⁷⁰⁾。レオ9世はノルマン人の勢力拡大が教会領を脅かすことを危惧し、また南イタリアに教皇権の影響力を広げるため、軍隊を率いて南下することとなる。1053年6月17日のチヴィターテの戦いはレオに

とって悲惨な敗北となった。彼は捕虜となり、教皇として丁重な扱いを受けたが、彼らの南イタリア領有権を認めざるを得ず、ローマに帰還したのは翌年春のことであった。もっとも、これ以後、ノルマン人との関係は改善に向かい、後には教皇権の重要な軍事的支えともなるのである。

ノルマン人との対立は教皇権とビザンツ帝国との関係にも大きな影響を与えた⁷¹⁾。ノルマンと対峙するに当たり、レオは南イタリアにおけるビザンツ皇帝の手先であったアルギュロスと手を結んだ。しかし、ローマ教会を嫌悪し、1049年にコンスタンティノーブルのラテン教会を閉鎖していた総大主教ミハエル・ケルラリオスはこれに不満を持ち、ローマ教会の東方教会と異なる典礼や慣習上の問題を指摘した。枢機卿フンベルトゥスはこれに応答するとともに、使節としてコンスタンティノーブルに派遣された。しかし、総大主教との関係は険悪になり、交渉は決裂、フンベルトゥスは破門状を聖ソフィア大聖堂の祭壇の上に置いて立ち去り、ミハエル・ケルラリオスは教会会議において使節の不正行為を非難した⁷²⁾。フンベルトゥスがローマに戻った時、レオはすでにこの世の人ではなかった。彼は1054年4月に世を去っていたのである。

以上がレオ9世の教皇在位期における活動の概略である。彼が当時の教会においてもっとも重大であったシモニアと聖職者結婚という問題に取り組んだことは認められよう。しかし、この2つの問題はレオ9世によって同等に重大な問題として扱われたわけではなかった。次に章を改めて、レオ9世の政策において聖職者結婚問題がいかなる位置を占めていたかを、本章での検討をもとに考察したいと思う。

3. レオ9世と聖職者「独身」制

ブルメンタールは「レオ9世はもっとも激しく聖職者結婚とシモニアと戦った」と述べている⁷³⁾。確かに、レオは10数回の教会会議を西ヨーロッパ

のあちこちで開催しシモニアと聖職者結婚の禁止を決議した。しかしそのほとんどの教会会議でシモニア問題が扱われたことは多くの史料によって確認されるが、聖職者「独身」制にかんする決議が行われたとされる教会会議は2回のローマ教会会議、ランス教会会議、マインツ教会会議の4つだけである。それらの教会会議についても聖職者結婚禁止を伝えているのは一部の史料だけであるだけでなく、それらの史料も必ずしも信頼度は高くない。

もちろん、レオ9世は聖職者結婚禁止を命じなかったとは言えない。確かに『レオ9世伝』はレオの聖職者結婚禁止に全く言及していない⁷⁴⁾。だが、ボニゾやペトルス・ダミアニの記述は正確さを欠くとはいえ、事実無根とは言えないであろう。また、先にも触れた1059年のニコラウス2世のローマ教会会議決議第3条で「教皇レオの聖職者の独身についての定め」が言及されている⁷⁵⁾。これがいつのどの定めをさしているかは明らかでないが、レオの死のわずか5年後の決議なので、レオが聖職者結婚問題にかんする何らかの定めを行ったこと、レオが聖職者結婚対策を開始したと改革教皇庁が認識していたことは、これから確認できるのである。

レオ9世が聖職者結婚問題を取り上げたことは認められるとしても、シモニアと聖職者結婚が同等に問題とされたとは思えない。バーストウはこの2つがしばしば一緒に攻撃されたと述べている⁷⁶⁾が、少なくともレオ9世においてはそれは認められないのである。レオ9世時代にはシモニアはきわめて重大な問題と認識されていたが、聖職者結婚はそれほどではなかったと思われる。レオのトゥール司教時代についても、シモニアとの戦いでは知られていたが、聖職者結婚について彼がどのような活動を行ったかは知られていない⁷⁷⁾。

もっとも、だからといって教会改革におけるレオ9世時代の意義を否定するのではない。彼が改革集団をローマに集め、教皇の首位権を主張し、西ヨーロッパを回って教会会議を開催し、教皇主導のもとでの教会改革を基礎

づけた意義は決して小さくない。当時の人々もそれを感じていた。フェカンのジャンは「レオ9世への書簡」の中で次のように記している。「靈的教義の光としてクリスタルより明るく輝いたレオやグレゴリウスの黄金時代以来、司教の中で最も高貴なあなたほど勤勉で慎重に現れたローマ教会の牧者がいただろうか。(中略) あなたはローマ市のあなたの司教座で人々の世話をするだけでは満足しない。(中略) アルプス以北の教会も訪れ、教会会議を開催して調査した。⁷⁸⁾」

たしかに、ペトルス・ダミアニは声高に聖職者結婚を非難し、『ゴモラの書』をレオに捧げている。しかし、彼はまだレオの時代には教皇庁のスタッフとはなっていなかった。レオがロートリンゲンからローマに連れてきた枢機卿フンベルトゥスも聖職者結婚を激しく非難している。しかし彼がこれを非難したのは、1053年以降の東方教会に対する反論の中でであった⁷⁹⁾。聖職者結婚に対する方針が定まり、闘争が本格化するのレオ9世時代以降と考えるべきであろう。

おわりに

聖職者結婚に対する攻撃はグレゴリウス改革の重要な要素のひとつである。しかし、あらかじめ改革理念が整えられてから改革が始まるのではない。改革の進展に伴って、様々な要素が新たに加わったり、あるいは消え去りつつ、改革の理念も定まってくるものであろう。我々歴史家は時期を区切ってそれをグレゴリウス改革と呼び、それが最高潮に達した時期を中心にして改革像を描き、その特徴を捉える。しかし、当然、そのような改革がある時期突然現れるわけではない。皇帝権との対決、帝国教会制に対する批判、世俗権からの解放という理念は、レオ9世時代にはまだ現れていないことは周知の通りである。シモニア問題について言えば、改革初期には聖職獲得に金銭などが絡むことが非難されたが、俗人叙任は問題とされていなかった。

聖職者結婚に対する闘争は改革の当初から重要課題として掲げられていたわけではなく、改革が進むにつれて重視されるようになってきたのである。レオ9世時代には聖職者結婚の問題はもちろん認識されていたが、まだそれに対する戦略・戦術は固まっていなかった。明確な決議や教令が伝わっていないのはそのためである。

では、いつ頃から、なぜ聖職者「独身」制に対する戦いが本格的に開始されたのか、その戦略・戦術はどのようなものであったのであろうか。これらについては今後の課題としておきたい。

注

- 1) 聖職者「独身」制と独身に括弧を付けるのは、本文で述べているように、必ずしも完全な独身が求められなかったためである。グレゴリウス改革期には、この点について変化が認められるが、その検討は今後の課題とし、本稿では括弧付きのまま表記することとする。
- 2) A・フリッシュ、『叙任権闘争』（野口洋二訳）、創文社、1972年、3～22頁。野口洋二、『グレゴリウス改革の研究』、創文社、25～55頁。山辺規子、「ローマ・カトリック秩序の確立」（江川 温、服部良久編著『西欧中世史〔中〕』、ミネルヴァ書房、1995年、所収）、51頁。G.Tellenbach, *Church, state and christian society at the time of the Investiture Contest*, tr. R.F.Bennett, Toronto, 1940, rep.1991, pp.128-132; C.Morris, *The Papal Monarchy: The Western Church from 1050 to 1250*, Oxford, 1989, pp.101-105; Pierre Riché, *La chrétienté occidentale(X^e-milieu du XI^e siècle)*, in: ed. J.-M.Mayeur, Ch.. et L.Pietri, A.Vauchez, M.Venard, *Histoire du christianisme 3*, Desclée, 1993, p.852.
- 3) 日本語文献では次のものが日本における一般的見解を代表していると言えるであろう。八代 崇「聖職者の妻帯と教会一致」『キリスト教学』26、1984年、103～105頁。野口、前掲書、34頁。
- 4) 拙稿「西欧中世における聖職者『独身』制の成立」『神戸海星女子学院大学・短期大学 研究紀要』、第38号、1999年（以下、「成立」と略）。同「聖職者『独身』制起源再考（上）、（下）」『神戸海星女子学院大学 研究紀要』、第41号、2003年、第42号、2004年。同「中世前期における聖職者夫婦の同居について」『神戸海星女子学院大学 研究紀要』、第43号、2005年。
- 5) たとえば野口、前掲書、80～89頁。
- 6) Anne Llewellyn Barstow, *Married Priests and the reforming Papacy*, New York and Toronto, 1980, p.49; Jean Gaudemet, *Le célibat ecclésiastique, Le droit et la pratique du XI^e au XIII^e s.*, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte Kanonistische Abteilung* 68(1982), p.7.
- 7) Uta-Renate Blumenthal, *The Investiture Controversy; Church and Monarchy from the Ninth to the Twelfth Century*, 1988, University of Pennsylvania Press, pp.56-57. G.Tellenbach, *The church in western Europe from the tenth to the early twelfth century*, tr. by Timothy Reuter, Cambridge(=*The church in western Europe*), 1993, pp.141-142. 野口、前掲書、80頁。
- 8) Blumenthal, *op. cit.*, p.57; C.Morris, *op. cit.*, pp.84-86; Tellenbach, *The church in western Europe*, p.142..
- 9) G.D.Mansi, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, 60 vols., Paris, 1901-27(=Mansi), 19, cols.627-628.
- 10) Riché, *op. cit.*, p.862.
- 11) I.S.Robinson, *The Papal reform of the eleventh century, Lives of Pope Leo IX and Pope Gregory VI(=Papal reform)*, 2004, p.99.
- 12) このように伝えているのは作者不詳の『レオ9世伝』とストリのボニズ、セーニのブルーノである。*Papal reform*, pp.130-133, 190, 379. 現代の歴史家ではブルメンタールやモリス、野口氏はこれを認めている。Blumenthal, *op. cit.*, p.70; C.Morris, *op. cit.*, p.86. 野口、前掲書、81～82頁。もっとも同時代史料の中にはライヒェナウのヘルマンMGH, SS V, p.128.とランスのサン・レミのアンセルムPL 142, col. 1420.のように皇帝の役割を強調し、ローマでの選出に言及していないものもある。現代の歴史家の中にも『レオ9世伝』やボニズ、セーニのブルーノの証言を、後の選出規定を知っていた著者の作り話と見る者もいる。ボニズもブルーノも教皇選挙からの皇帝の排除を主張していた。*Papal reform*, pp.32-35. もっともこ

- のエピソードが後世の創作であっても、レオが1049年に開催したランス教会会議第1条で「誰も聖職者と民衆に選ばれずに教会を（司教、修道院長として）統治することはできない」と定めているので、司教選挙の教会法的原則を確立しようとしたことは認められる。Mansi 19, col.741.
- 13) Riché, *op. cit.*, p.863; I.S.Robinson, *The papacy, 1073-1198, Continuity and innovation*, Cambridge University Press, 1990, p.35; Tellenbach, *The church in western Europe*, pp.147-148.
 - 14) 本章の叙述での歴史的経過については、主に以下の著作に負っている。C.J.Hefele-H.Leclercq, *Histoire des conciles(=H-L)*, t.IV, Paris, 1907, pp.995-1107; Horace K.Mann, *The lives of the popes in the middle ages*, vol.6, London, 1925, pp.19-192.
 - 15) Henry C.Lea, *History of sacerdotal celibacy in the christian church*, London, 1932, 4th ed., p.153.
 - 16) Barstow, *op. cit.*, p.55, n.17.
 - 17) Mann, *op. cit.*, p.48.
 - 18) *Papal reform*, p.138. その著者は、かつてフンベルトゥスとも言われていたが、今日ではツール司教区のある修道士と考えられる。 *Ibid.*, pp.17-26.
 - 19) *Papal reform*, p.191.
 - 20) MGH, SS V, p.426.
 - 21) MGH, SS V, p.128.
 - 22) 当時、「妻」と「妾」は法的に明確に区別できなかった。James A.Brundage, *Concubinage and Marriage in Medieval Canon Law*, ed. Vern Bullough and James A.Brundage, *Sexual Practices and the Medieval Church*, Buffalo, NY, 1982, pp.119-128. ここで「妾concubina」とあるのは、彼らが結婚していなかったためではなく、ノルベルトゥスがより印象の悪い「妾」という語を選んだためであろう。
 - 23) MGH, SS V, p.426.
 - 24) MGH, Libelli de lites I, p.588; "...sacerdotes et levite et subdiaconi cum uxoribus non coeant." *Papal reform*, p.191.ブルメンタールは誤ってボニゾが聖職者の妻の奴隷化を伝えたと書いている。Blumenthal, *op. cit.*, p.74.
 - 25) PL 145, col.411.
 - 26) PL 143, cols.491-492; *Papal reform*, pp.136-137.
 - 27) Mansi 19, col.353. 皇帝の決議批准書は、Mansi 19, clo.355.
 - 28) Mansi 11, col.29.
 - 29) MGH, Libelli de lites II, pp.80-84. ガングラ教会会議決議はMansi 2, col.1102, c.4..
 - 30) MGH, Libelli de lites II, pp.13-14. パフヌティオスの逸話は今日では否定されている。「成立」、223～224頁。
 - 31) MGH SS, V, 426.
 - 32) PL 145, cols.159-190. Barstow, *op. cit.*, p.52.
 - 33) PL 145, cols.387-424.
 - 34) Morris, *op. cit.*, p.82;Blumenthal, *op. cit.*, p.257, n.29.
 - 35) ボニゾとその著作『友へ』については、*Papal reform*, pp.36-63.
 - 36) MGH, SS V, p.449. ベルノルドゥスはその時、ボニゾが殉教したと書いているが、他の史料から彼はその後数年間生き延びたようである。 *Papal reform*, pp.41-42.
 - 37) Barstow, *op. cit.*, p.80.
 - 38) 野口、前掲書、34～35頁。
 - 39) Mansi 19, col.725.
 - 40) PL 159, col.903.

- 41) PL 143, col.492; *Papal reform*, p.139.
- 42) Mansi 19, cols.741-742.
- 43) Ch. A.Frazer, The origins of clerical celibacy in the western church, *Church history* 42(1972), p.162.
- 44) PL 143, col.492; *Papal reform*, pp.138-139.
- 45) *The ecclesiastical history of Orderic Vitalis*, vol.I, ed. Marjorie Chibnall, Clarendon Press, 1980, p.199=Lib.II, c.15.
- 46) PL 143, col.494; *Papal reform*, p.139.
- 47) 注3に挙げた拙稿を見よ。
- 48) Mansi 19, 353.
- 49) Mansi 19, 503.
- 50) MGH SS VII, pp.328.
- 51) Mansi 19, cols.793-794; *Papal reform*, p.141.
- 52) PL 147, col.903.
- 53) Mansi 19, col.679.
- 54) PL 143, col.648.
- 55) MGH, Libelli de lites I, p.589 ; *Papal reform*, p.192.
- 56) Mansi 2, col.1102, c.4.
- 57) Mansi 19, 897.
- 58) Mansi 19, 773-782.
- 59) PL 143, col.671.
- 60) Mansi 19, col.795.
- 61) PL 143, 254.
- 62) Jean Gaudemet, *Le mariage en Occident*, Cerf, 1987, pp.100-101; James Brundage, *Law, sex, and christian society in medieval Europe*, Chicago and London, 1987, pp.140-141.
- 63) Morris, *op. cit.*, p.88.
- 64) ハンガリー情勢については、パムレーニ・エルヴィン編『ハンガリー史《増補改訂版》』、田代文雄・鹿島正裕訳、恒文社、1980年、第2版1990年、52～72頁。
- 65) Mansi 19, 799. マンシは1052年としているが、彼も引用している『レオ9世伝』では文脈上1053年のことと思われる。PL 143, cols.496-497; *Papal reform*, p.145.
- 66) H-L IV, p.1075; Barstow, *op. cit.*, p.54.
- 67) PL 143, cols.496-497; *Papal reform*, p.145.
- 68) MGH SS V, p.132.
- 69) Mansi 19, col.809.
- 70) ノルマン人の南イタリアでの初期の活動については、山辺規子『ノルマン騎士の地中海興亡史』、白水社、1996年、31～82頁。
- 71) Riché, *op. cit.*, p.866.
- 72) この事件の東西教会の関係にかんする意義についてはIbid., pp.865-866.
- 73) Blumenthal, *op. cit.*, p.73.
- 74) *Papal reform*, p.30.
- 75) Mansi 19, cols.907-908.
- 76) Barstow, *op. cit.*, p.51.
- 77) Morris, *op. cit.*, p.86.
- 78) PL 143, col.797.
- 79) とりわけ、PL 143, cols.983-1000.